

フロン類回収業者の皆さまへ



フロン回収業務

# 製造から20年を超えたポンベは 2年ごとの検査が必要です



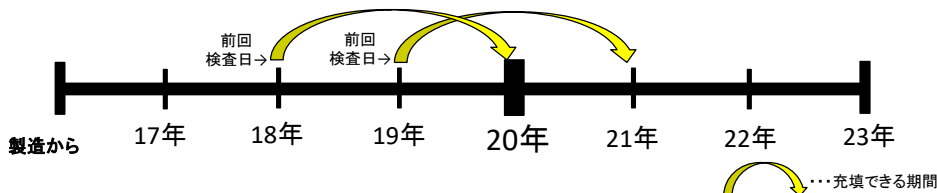
検査期限が切れたポンベへの充填は  
「**高圧ガス保安法違反**」です。

製造から20年を経過したポンベの注意点 ※2003年製造以前のポンベが対象です！

### <20年経過の考え方>

20年を経過した継ぎ目ありのポンベは、2年ごとの検査が必要です。  
20年経過後に充填する際は、遡って2年以内に検査を受けている必要があります。

遡って2年以内に検査を受けていますか？ → 「はい」…前回検査日から2年経過するまでは充填できます。  
→ 「いいえ」…検査を受けないと充填できません。



### <検査期限の確認方法>

| <ステップ1><br>継ぎ目の有無 | <ステップ2><br>ポンベの種類 | <検査期間> |
|-------------------|-------------------|--------|
| 継ぎ目あり             | ①TP3.0M以下かつV25以下  | 6年ごと   |
|                   | ②上記以外             | 5年ごと   |
|                   | ①②で製造から20年経過      | 2年ごと   |
| 継ぎ目なし             |                   | 5年ごと   |

※検査期限の前月末までに検査を完了させてください。  
(例)検査期限が2023年3月の場合、2023年2月末までに検査を受ける

継ぎ目の有無

耐圧試験圧力 (Mpa)  
(3.0M、4.0M、5.0M)

製造年月または検査年月

製造年月：2006年8月  
検査期限：2012年8月



ポンベが満タンになっていない場合には？

→再検査を受ける場合は、満タンになっていなくても指定引取場所へ引き渡してください。

自動車再資源化協力機構(自再協)  
TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org  
自再協WEBサイト <https://jarp.org>  
(2023/10/1 リニューアルしました)

